

# 桃山学院大学利益相反マネジメント規程

2021（令和3）年7月21日  
大学評議会承認

## （目的）

第1条 この規程は、桃山学院大学利益相反ポリシー（以下、「ポリシー」という。）に基づき、桃山学院大学（以下、「本学」という。）の教職員が本学の構成員として行う産官学連携活動をはじめとする諸活動に伴って生じうる利益相反を適切に管理することにより、産官学連携活動等の健全な発展を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

### 1. 対象者 次に掲げる者

(1) 本学の専任教職員

(2) 次条に定める利益相反マネジメント委員会が対象とする必要があると判断した者

2. 公的研究費 科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金ならびに政府機関、地方公共団体および独立行政法人等の公的機関が配分する研究費

3. 産官学連携活動等 本学が地方公共団体・独立行政法人・企業その他の団体と連携して行う活動、共同研究、受託研究、外部研究員の受入れ、研究助成金・寄付金の受入れ、その他次条に定める利益相反マネジメント委員会が定める活動

4. 研究関連団体 公的資金研究に関連する産官学連携活動等の相手先および公的資金研究の研究内容に関係する事業を行う企業または団体

5. 経済的な利益関係 対象者と本学以外の機関との関係のうち次に掲げるもの

(1) 対象者が、研究関連団体から研究費その他の資金、人員、施設、設備、物品その他金銭的価値を有するものの提供を受けること

(2) 対象者または対象者と生計を一にする配偶者もしくは一親等の親族が、研究関連団体から給与、謝礼その他の対価の支払いを受けること

(3) 対象者が、研究関連団体の株式の保有その他の出資をすること

(4) 対象者が、研究関連団体から新株予約券の割当てを受けることその他受益権等の提供を受けること

6. 利益相反 対象者が産官学連携活動等によって得る個人的利益や社会的責任が本学における教育・研究上の責任と相反している状態

## （利益相反マネジメント委員会の設置）

第3条 本学に、桃山学院大学利益相反マネジメント委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

## （委員会の構成）

第4条 委員会は、学長・学部長会（学長を除く。）の構成員および学長が予め指名する学外の有識者若干名を加えて構成する。

2 委員会の委員長は、学長が指名する副学長とする。

## （委員会の運営）

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員会の決議に利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。

6 委員会の審議および議事録は、非公開とする。

## （委員会の職務）

第6条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

1. ポリシーおよび利益相反に関連する規程の制定および改廃に関すること。

2. 利益相反についての相談、審査、調査および改善要請に関すること。

3. 利益相反に関する啓発活動に関すること。

4. その他利益相反に関すること。

## （経済的な利益関係の報告等）

第7条 交付の決定等を行う機関が、経済的な利益関係を委員会に報告することを義務付けている公

的研究費の応募者および公的資金研究を行っている対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、毎年度の末日までに、経済的な利益関係について別に定める自己申告書により委員会に報告しなければならない。

1. 第2条第5号(1)に規定する経済的な利益関係を有する場合において、同一の研究関連団体から1年間に提供を受けた研究費その他の資金、人員、施設、設備、物品その他金銭的価値を有するものの金額の合計が200万円を超えるとき。
  2. 第2条第5号(2)に規定する経済的な利益関係を有する場合において、同一の研究関連団体から1年間に支払いを受けた給与、謝礼その他の対価の金額の合計が100万円を超えるとき。
  3. 第2条第5号(3)に規定する経済的な利益関係を有する場合において、次の各号のいずれかに該当するとき
    - (1) 株式会社の未公開株を1株以上保有しているとき
    - (2) 株式会社の公開株を発行済み株式の5%以上を保有しているとき
    - (3) 持分会社の自己資本の5%以上の持分を保有しているとき
  4. 第2条第5号(4)に規定する経済的な利益関係を有するとき
- 2 対象者のうち公的資金研究費の応募者および公的資金研究を行っている者は、前項の報告をした後に新たな経済的な利益関係が生じた場合は、その都度、委員会にその内容を報告しなければならない。
- 3 前2項の場合のほか、対象者が希望する場合は、経済的な利益関係の状況を委員会に報告することができる。
- 4 対象者は、経済的な利益関係がない場合であっても、第三者からみて利益相反にあり公正かつ適正な判断が損なわれていると指摘を受けるおそれがあると懸念したときは、委員会に対してその旨を相談しなければならない。

(委員会による審査等)

第8条 委員会は、前条第1項から第3項までの報告を受けたときは、速やかに委員会を開催し、利益相反の審査を行わなければならない。

- 2 委員会は、前条第4項の相談を受け、または利益相反に関する情報を得たときは、必要に応じて当該対象者に対して指導を行うとともに、経済的な利益関係や利益相反について審査を行うものとする。
- 3 委員会は、前2項の審査の結果、利益相反により、公的資金研究に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または第三者からみて利益相反状態にあり公正かつ適正な判断が損なわれていると指摘を受けるおそれがあると認めるときは、ただちに学長に報告するとともに、当該対象者に対し改善を要請するものとする。
- 4 前項の報告を受けた学長は、必要に応じて、公的資金研究費の交付を決定する機関等の関係機関に報告するものとする。

(関係書類の保存)

第9条 対象者は、利益相反に係る書類を5年間保存しなければならない。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員および利益相反マネジメントに関与する全ての者は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならず、その職を離れた後も同様とする。

(事務所管)

第11条 この規程に関する事務は、学長室が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会の発議により、大学評議会の議を経て、学長が行う。

付 則

この規程は、2021（令和3）年7月21日から施行する。